

# 第 3 次天草市総合計画策定方針

令和 3 年 6 月

熊本県 天草市



## 1. 計画策定の趣旨

天草市では、市制施行（平成 18 年 3 月 27 日）の後、「日本の宝島“天草”の創造」を基本理念とする第 1 次天草市総合計画を策定し、また、平成 27 年 3 月には、「人が輝き 活力あふれる 日本の宝島“天草”」をまちづくりの基本理念にした、令和 4 年度を目標年次とする第 2 次天草市総合計画を策定。これまで、「将来にわたって夢と希望に満ちあふれた宝の島」を目指したさまざまな施策に取り組んできています。

第 2 次天草市総合計画を策定してから 7 年を経過しますが、この間、本市を取り巻く社会経済情勢は刻々と変化し、また、新型コロナウイルス感染症などの新たなリスクへの対応や SDGs（持続可能な開発目標）、Society5.0、DX（デジタルトランスフォーメーション）といった新たな視点への対応も求められています。さらに、今後の厳しい財政下での行政運営には、さらなる経営能力が求められるなど、本市の最上位計画である総合計画に基づく取り組みの重要性が高まっています。

本市の永年に亘る発展に向け、また、新たな戦略的な行財政運営を行っていくことを目的に、令和 4 年度で終期を迎える第 2 次天草市総合計画に代わる第 3 次天草市総合計画を策定します。

## 2. 計画の位置付け

総合計画は、平成 23 年に地域主権改革 3 法案が改正（国の法律で定められていた「義務付け・枠付け」の緩和）されたことに伴い、地方自治法第 2 条に規定された市町村基本構想の策定義務が撤廃されました。

総合計画は、市の将来像を描き、また、まちづくりの目標や基本的な方策を明らかにすることで、市民と行政の協働による将来像を実現するための共有の計画となります。本市では、このような総合計画がもつ性質に鑑み、本市の道標となる最上位計画として位置付け、策定します。

なお、「総合計画の基本構想及び基本計画の策定又は変更」については、天草市議会基本条例の任意的議決事項として、議決を経なければならないとしています。

## 3. 計画の基本的な考え方

本市を取り巻くさまざまな社会経済情勢に適応していくためには、市民と市民、市民と民間（企業・団体等）、市民と行政、民間と行政といった全ての人々がつながり、一人ひとりが行動を起こしながら“笑顔あふれる天草市”を創り上げていくことが求められます。

そのため、第 3 次総合計画の策定にあたっては、次の視点に基づいた計画づくりを進めます。

- 1) 自助、共助（つながる）、公助を視点においた計画
- 2) コミュニティに視点をおいた計画
- 3) シビックプライドの考え方に視点をおいた計画
- 4) 人口減少社会における持続可能なまちづくりに視点をおいた計画
- 5) SDGs の考え方に視点をおいた計画
- 6) 「派生する効果がわかりやすい指標設定」に視点をおいた計画
- 7) 行政サービスの合理化に視点をおいた計画

#### 4. 計画の構成と期間

第3次総合計画は、市の将来像を示した「基本構想」、まちづくりの目標や基本的な方策を明らかにした「基本計画」、具体的な施策事業の計画である「実施計画」の3階層で構成します。また、市が分野ごとに策定する「分野別計画（個別計画）」及び地域毎に策定する「地域別まちづくり計画」は、基本計画と整合性を図ることとします。

##### (1) 基本構想

基本構想は、本市が目指す将来像を示し、それを実現するためのまちづくりの基本となる「理念」と「あるべき姿」、「目指すべき方向性」を定めます。

計画期間は7年間（令和5年度から令和11年度まで）とします。

##### (2) 基本計画

基本計画は、基本構想に掲げた将来像の実現に向けたまちづくりの施策体系や施策の方向性、主な取り組みなどを総合的・体系的に示します。

その範囲は、本市が実施すべき施策を基本に、市民、民間及び他の公共団体などと協力しながら行う範囲も含んだものとします。

計画期間は、令和5年度から令和7年度までの3年間を前期計画期間とし、令和8年度から令和11年度の4年間を後期計画期間とします。

##### (3) 実施計画：前期3年、後期4年（毎年度見直し）

実施計画は、基本計画に基づく具体的な事務事業を定めます。

計画期間は、市民ニーズの高いもの、より大きな政策効果を得られる事業を計画的、かつ、迅速に実施していくため、基本計画の期間を実施計画の期間とし、毎年、内容の見直しを行います。

〔構成図〕



## 5. 計画の策定

総合計画は、市民、民間、行政が共感し、共創しながら、各々が「自分ごと」として共に取り組む方向性を示して定めることから、市民・民間参画による計画づくりを進めます。

### (1) 市民・民間参画による計画づくり

- ①市民提案募集：市民の知恵や発想を計画に活かします。
- ②市民等との意見交換：地区別懇談会、各種団体等との意見交換により、将来のまちづくりの方向性を見出します。また、将来を担う高校生の提案を反映させるための方策を講じます。
- ③パブリックコメント：計画策定段階に応じてパブリックコメントを行います。
- ④総合政策審議会：計画策定にかかる諮問を行います。審議会では、調査審議を行い答申します。
- ⑤市議会への報告：計画策定の進捗状況を報告。天草市議会基本条例に基づき市議会の議決を経ます。

### (2) 全庁的な推進体制構築による計画づくり

- ①庁議：総合計画の最終決定機関として審議します。
- ②部長調整会議：総合計画の全体的な視点による調整を行います。
- ③部門長会議：各部門の横断的な視点による調整を行います。
- ④部門会議：各部門において素案調整と指標設定を行います。
- ⑤課・室：各課等における素案作成と分野別計画の作成を行います。

## 6. 策定までのスケジュール

第3次総合計画（案）は、令和4年12月市議会定例会に提案します。なお、計画の効力は令和5年4月からとします。

（※詳細は4ページに記載。）

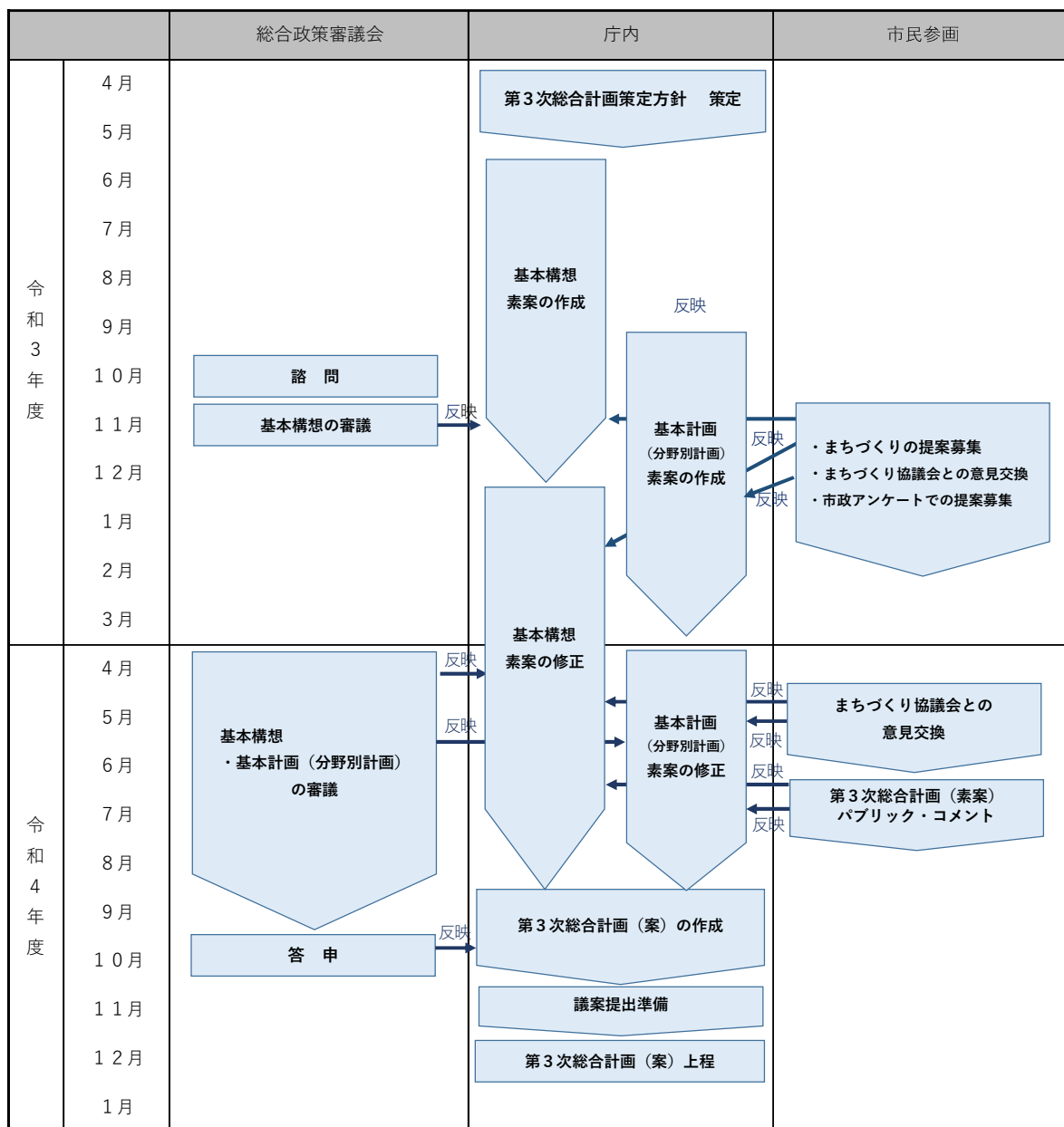
## 7. 分野別計画、その他計画の取り扱い

分野別計画、その他計画は、トータル・システムに伴い、その計画期間は概ね第2次総合計画の期間と合わせていることから、第3次総合計画の策定と合わせて策定し直します。なお、第2次総合計画の終期と合わない分野別計画・その他計画は、改訂することとします。

## 8. 地域別まちづくり計画の取り扱い

地域の主体的な取り組みを基本としつつ、地域住民及び行政協働のもと継続的なまちづくりを計画的に取り組むための主に地域（市民）の自助・共助を担う計画として「地域別まちづくり計画」を第3次総合計画の策定と合わせて策定し直します。

策定までのスケジュール



(令和3年9月：一部スケジュール改訂)